

明日香村農地利用最適化推進委員募集要項

平成 28 年度からの農業委員会制度の改正により、農地利用の最適化の推進を行うため農地利用最適化推進委員が設置されています。

つきましては、以下のとおり、農地利用最適化推進委員の募集を行います。

記

1 職務内容

農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）等に伴う調査、指導及び監視業務等

2 募集人数及び担当区域

(1) 募集人数 6人

(2) 担当区域

区域	区域の大字
阪合	御園、檜前、阿部山、大根田、栗原、上平田、下平田、越、真弓、地ノ窪
高市	岡、島庄、上居、細川、上、尾曾、冬野、畑、入谷、栢森、稲淵、阪田、祝戸、橘、立部、野口、川原
飛鳥	飛鳥、豊浦、雷、小山、奥山、八釣、東山、小原

2 任期

農業委員会が委嘱した日（令和8年7月予定）から令和11年7月19日まで

3 身分

明日香村の特別職の非常勤職員

4 委員報酬

月額15,000円

5 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者でないこと。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 推薦及び応募に係る手続き等

所定の推薦書又は応募届出書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、郵送又は持参により提出してください。

(1) 提出書類

- ① 農業者等が推薦する場合（様式第1号）
- ② 農業者が組織する法人又は団体等が推薦する場合（様式第2号）
- ③ 応募の場合（様式第3号）
- ④ 住民票（推薦を受ける者又は応募者が村外在住の場合（発行後3月以内のもの））

(2) 提出先

〒634-0142 高市郡明日香村大字橘 21 番地

明日香村明日香産業課

(3) 推薦書又は応募届出書の入手方法

①明日香村観光農林推進課で配付しています。

②村のホームページ (<https://www.asukamura.jp/>) からダウンロードできます。

7 募集・受付期間

令和8年3月3日（火）から令和8年3月30日（月）まで

※ 持参される場合は、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までに明日香村明日香産業課に提出してください。

※ 郵送の場合は、令和8年3月30日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付けをします。

8 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間（3月中旬）及び期間の終了後に、明日香村のホームページで公表します。

公表内容は、推薦書及び応募届出書に記載された事項（住所及び連絡先を除く。）となります。

9 選定方法

推薦を受けた者及び応募した者から、農業委員会総会における合議によって決定し、委嘱します。

10 その他

(1) 農地利用最適化推進委員に推薦又は応募をされた人は、農業委員にも推薦又は応募できますが、両委員を兼ねることはできません。

(2) 選定にあたって、追加の書類や説明を求めることがあります。

(3) 提出書類は返却できません。

11 問い合わせ先

〒634-0142 高市郡明日香村大字橘 21 番地

明日香村明日香産業課

電話 0744 - 54 - 9020